

株式会社ノース

労働者派遣法に基づく情報公開（マージン率等）

労働者派遣法第23条第5項に基づき、弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報をご提供いたします。

◆公開情報

2023年6月

項 目	内 容	
	川崎事業所	小田原事業所
① 派遣労働者の数 (2023年6月)	410 名	150 名
② 派遣先事業所数 (2022年度実績)	76 件	7 件
③ 派遣料金の平均 (8時間/全業務平均)	19,024円	16,272円
④ 派遣労働者の賃金の平均 (8時間/全業務平均)	13,568円	11,759円
⑤ マージン率平均 計算式 = (③-④)÷③×100	28.6%	27.7%
⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定に関する事項	協定の締結状況：締結している（終期：2024/3/31） 【対象者】： 25 一般事務員、31 事務用機器操作の職業、32 商品販売の職業、 34 営業の職業、42 その他のサービスの職業、49 生産設備制御の職業、 54 製品製造・加工処理、68 その他の輸送の職業、75 倉庫作業員、 76 清掃の職業、78 その他の運搬等の職業	
⑦ キャリア形成支援制度に関する事項	・安全衛生教育、個人情報保護教育、教育訓練計画に基づくキャリアアップ支援等、DVD視聴・WEB研修にて実施。 ・キャリアコンサルティング相談窓口を開設しております。 各事業所までご連絡下さい。	

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社ノース

代表取締役 木幡 帝珠

株式会社ノースでは、次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を次のとおり策定し、男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行っていきます。

1. 実施期間

2021年12月1日～2023年11月30日

2. 目標と取り組み内容・実施時期

目標1（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

全社員の1人当たりの年間平均所定外労働時間数を、2023年11月までに現状の10%減とする。

□現状の正社員の1人当たり1人当たりの年間平均所定外労働時間数を「78Hから70H」にする

□現状の派遣社員の1人当たり1人当たりの年間平均所定外労働時間数を「85.2Hから76H」にする

〈対策〉

- 2021年12月～ ノー残業デーの設定（毎週水曜日、賃金支給日）
 - ・社内外への協力依頼（特に、クライアントの協力依頼）
 - 特に、所定外労働時間数の多い社員に対する個別指導
 - ・社員等への周知（社内サーバー掲載による周知、パンフ配布等）
- 2023年11月～ 検証と施策の見直し

目標2（女性活躍推進法に関する目標）

女性派遣社員採用者を男性件社員と同数にする。

- ・現状、派遣社員の割合は、男性：55.2%、女性44.8%の割合となっているため、更に、女性の活躍する職場の確保・拡大を図るため、男性派遣社員と同率になるようにする。※現状50名差

〈対策〉

- 2021年12月～ 現状分析・実施策への検討
 - ・女性派遣社員が勤務できる派遣先（クライアント）の実態把握等
 - ・派遣社員募集の多い時期（年度切替時期）を重点に、女性派遣社員への採用を図る。
- 2023年11月～ 検証と施策の見直し

目標3（女性活躍推進法に関する目標）

女性事務職正社員の管理職採用

- ・現状、正社員女性社員は13名の在職であるが、事務職の「総務・人事・給与・経理」業務に携わっている管理者はいないため、女性管理者1名の採用を図る。

〈対策〉

- 2021年12月～ 役員からの講話、定期面談の実施 各種研修等の受講
 - ・他社等の有益なトップセミナー受講による育成

・経営学の習得、リーダー研修、企画的業務の実践 等

- 2023年11月～ 管理者採用の選考実施（役員会議への付議）

目標4（女性活躍推進法に関する目標）

現在、無期雇用派遣社員の男女比は、男性：52.7%、女性 47.3%となって女性の無期雇用派遣社員が少ないので、女性の無期雇用派遣社員を積極的に採用し、男性社員を上回る数字を確保する。

<対策>

- 2021年12月～ 現状分析
 - ・現状、3年目を迎える有期派遣社員の洗い出し
 - ・現状における、勤怠や派遣先での評価を確認
 - ・派遣先（クライアント）に対する協力依頼の実施
- 2023年11月～ 検証と施策の見直し

【事務局】

株式会社 ノース

田 沢 一 博

TEL:044-221-7797